

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	3
○ 北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	4
◇ 公 告	
○ 建築基準法の規定による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】	6
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	7
○ 特定調達契約の相手方の決定【技術監理局契約部契約課】	8
◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部法制課】	9

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、特定被監護者等が2人以上いる世帯で、市町村民税所得割課税額が57,700円未満（要保護者等が属する世帯は、77,101円未満）の場合の3号認定子どもに係る利用者負担額の軽減制度を拡充することにしました。

この規則は、令和3年10月1日から施行することにしました。

### ◇北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立総合体育館の第2競技場の冷暖房設備及び大型映像装置の使用料を次のとおり定めることにしました。

冷暖房設備	専用	第2競技場	30分又はその端数ごとに630円
その他の電気設備	専用	大型映像装置	30分又はその端数ごとに370円

この規則は、令和3年10月1日から施行することにしました。

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第45号

北九州市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

北九州市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年北九州市規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表の備考第8項第1号ア及びイ以外の部分中「次のア又はイに掲げる」を「特定被監護者等のうち2番目の年長者である」に改め、同号ア及びイを削り、同項第2号アからウまで以外の部分中「次のアからウまでに掲げる」を「特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である」に改め、同号アからウまでを削り、同表の備考第10項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「特定被監護者等（そのうち最年長者である者を除く。）である」に改め、同項各号を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和3年9月30日

北九州市長 北橋 健治

北九州市規則第46号

北九州市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市スポーツ施設条例施行規則（平成20年北九州市規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第2の冷暖房設備の専用の総合体育館の項中

第1競技場	消費したガス量1立方メートル当たり 61円（1月から3月まで、11月及び12月にあっては、165円） 消費電力量1キロワット時当たり22円（7月から9月までにあっては、24円）	を
-------	--	---

第1競技場	消費したガス量1立方メートル当たり 61円（1月から3月まで、11月及び12月にあっては、165円） 消費電力量1キロワット時当たり22円（7月から9月までにあっては、24円）	に
第2競技場	30分又はその端数ごとに630円	

改め、同表のその他の電気設備の項中

専用	桃園市民プール	大型映像装置	30分又はその端数ごとに740円	を
----	---------	--------	------------------	---

専用	総合体育館	大型映像装置	30分又はその端数ごとに370円	に
専用	桃園市民プール	大型映像装置	30分又はその端数ごとに740円	

改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

北九州市公告第701号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第5項ただし書の規定による許可の申請の提出に伴い、同条第15項の規定により、次のとおり利害関係を有する者の公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により公告する。

令和3年10月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 申請者

北九州市八幡西区大字野面729番地の1

有限会社ビッグバン

代表取締役 藤井武史

(2) 敷地の位置

北九州市八幡西区大字野面2440番地の1及び2441番地の1

(3) 用途地域

第一種住居専用地域

(4) 建築物の主要用途

自動車修理工場

(5) 工事種別

新築

2 意見の聴取の期日

令和3年10月15日（金）午後2時から

3 意見の聴取の場所

北九州市八幡西区木屋瀬東一丁目12番1号

北九州市立木屋瀬市民センター 第1集会室

北九州市公告第702号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和3年10月5日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区霧ヶ丘一丁目1054番95から1054番101まで	北九州市八幡西区下上津役四丁目1番36号 大英産業株式会社 代表取締役 大園 信

北九州市公告第703号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年10月5日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量  
コークス 2, 200トン
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和3年9月22日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社三誠商会  
北九州市八幡東区西本町一丁目10番8号
- 5 契約金額  
1トン当たりの金額 8万1,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号に該当するため



北九州市訓令第10号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の15の表の局長の項第1号中「の規定による」を「に規定する」に、「同法第9条の4第1項」を「いずれも危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。）別表第3」に改め、「規定する指定数量」の次に「（以下「指定数量」という。）」を、「以上の」の次に「同表に規定する」を、「危険物を」の次に「貯蔵し、又は」を加え、「危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。）」を「危険物政令」に改め、同表の予防部長の項第1号中「の規定による」を「に規定する」に、「同法第9条の4第1項に規定する指定数量の倍数が3,000に相当する数量（移送取扱所にあつては、指定数量）以上の第4類の危険物を取り扱う危険物政令第30条の3第1項に規定する指定施設」を「いずれも局長専決事項」に改め、「同項に規定する」を削り、「10」を「100」に改め、「屋内貯蔵所、移動タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び」を削り、「除く。）」の次に「及び敷地面積が1,500平方メートル以上の給油取扱所」を加え、同項中第16号を削り、第17号を第16号とし、第18号を第17号とし、同項第19号中「の規定による」を「に規定する」に、「の承認」を「（その設置又は変更の許可が局長専決事項又は予防部長専決事項である製造所等に係るものに限る。）」に改め、同号を同項第18号とし、同項第20号中「の規定による」を「に規定する」に、「の承認」を「（その設置又は変更の許可が局長専決事項又は予防部長専決事項である製造所等に係るものに限る。）」に改め、同号を同項第19号とし、同項中第21号を第20号とし、第22号から第101号までを1号ずつ繰り上げ、同表の消防署長の項中第19号を第21号とし、第13号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の2号を加える。

（13） 危険物規則第62条の5の2第3項に規定する地下貯蔵タンク等の漏れの点検の期間の延長（その設置又は変更の許可が消防署長専決事項である製造所等に係るものに限る。）

（14） 危険物規則第62条の5の3第3項に規定する地下埋設配管の漏れ

の点検の期間の延長（その設置又は変更の許可が消防署長専決事項である製造所等に係るものに限る。）

付 則

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。